



秋田県公報

目次	ページ
規則	1
訓令	1
告示	1
公告	1
規則	1
訓令	1
告示	1
公告	1

○秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則(三・生活衛生課).....1
○秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令(一・人事課).....1
○秋田県土地利用基本計画の一部変更(一一〇・建設管理課).....1
○農業振興地域の指定の一部改正(一一一・農林政策課).....1
○漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(一一二・水産漁港課).....1
○道路区域の変更(一一三・道路課).....2
○証紙売りさばき人の指定(一二四・会計管財課).....2
公告
○土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部).....2
○県営土地改良事業計画の変更(北秋田地域振興局農林部).....2
○県営土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部).....2
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部).....3
人事委員会細則
○人事委員会細則七一六二一一(特地勤務手当等の実績細則)の一部を改正する細則.....3

発起人の住所及び氏名	届出
加入区	事項
漁業協同組合の名称	項目
縦覧期間	縦覧場所
指定漁船調査の縦覧の期間及び場所	

秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月十八日
秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第三号
秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則
秋田県小規模水道条例施行規則(昭和三十五年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。
第六条第三項中「三十三の項、三十六の項から三十九の項」を「三十四の項、三十七の項から四十の項」に、「四十五の項から五十の項」を「四十六の項から五十一の項」に改める。
第十條中、「正副二通とし」を削る。
附則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十條の改正規定は、公布の日から施行する。

訓令
秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月十八日
秋田県知事 寺田典城

告示
秋田県告示第百二十号
秋田県土地利用基本計画(昭和五十五年秋田県告示第九百六十二号)の一部を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十年三月十八日
秋田県知事 寺田典城

告示
秋田県告示第百二十一号
農業振興地域の指定(昭和四十八年秋田県告示第七百二十一号)の一部を次のように改正し、平成二十年三月十八日から施行する。
平成二十年三月十八日
秋田県知事 寺田典城

告示
秋田県告示第百二十二号
漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調査を縦覧に供する。
平成二十年三月十八日
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧			
県道	金光寺能代線	A	能代市浅内字此掛沢一四一番六地先から能代市字寿域長根五六番一地先まで	九・七〇〇〇七〇・六〇	三・八一九
		B	能代市浅内字此掛沢一四一番一から能代市字藤山四九番一地先まで	六・〇〇〇〇一八・〇〇	四・一二五
	金光寺能代線		能代市浅内字此掛沢一四一番六地先から能代市字寿域長根五六番一地先まで	九・七〇〇〇七〇・六〇	三・八一九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成二十年三月十八日から同年三月三十一日まで

秋田県告示第百二十四号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の住所及び氏名	秋田市茨島四丁目三番三十六号 株式会社ダイヤブラ	売りさばき場所	秋田市茨島四丁目三番三十六号(秋田モータースクール)	指定年月日	平成二十年三月十日
---------------	-----------------------------	---------	----------------------------	-------	-----------

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市土地改良区から申請があった定款変更について、平成二十年三月十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成二十年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

次の者から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 北秋田市坊沢字深沢百三十二番地石井文雄ほか十五人
(一) 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(坊沢地区

由利本荘市大浦字八走百七十番地六 由利本荘市芦川字上の山三十八番地	田口健治 柳田八十二	本荘	秋田県漁業協同組合	平成二十年三月十八日から同年四月一日まで	にかほ市金浦字塩焚浜番外地 秋田県漁業協同組合南部総括支所
--------------------------------------	---------------	----	-----------	----------------------	----------------------------------

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、秋田市金足片田字待入二十七番地二佐々木清栄ほか十四人から申請があった県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(杉沢地区ため池等整備事業)計画書の写し

二 縦覧期間 平成二十年三月十八日から同年四月十五日まで
 三 縦覧場所 秋田市金足地域センター

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、内越土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任監事の住所及び氏名
 - 由利本荘市赤田字蓮池八十六番地 田口 紘一
 - 川口字家妻百七十三番地二 小川 久
 - 内越字大滝二百六番地 中村 善男
- 二 就任監事の住所及び氏名
 - 由利本荘市赤田字後田二番地 田口 作内
 - 川口字家妻百七十三番地二 小川 久
 - 内越字大滝二百六番地 中村 善男

人事委員会細則

人事委員会細則七―六二―一（特地勤務手当等の実施細則）の一部を改正する細則をここに公布する。

平成二十年三月十八日

秋田県人事委員会事務局長 佐 藤 文 男

人事委員会細則七―六二―一（特地勤務手当等の実施細則）の一部を改正する細則

細則七―六二―一（特地勤務手当等の実施細則）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「の八割程度以上が、人口三万人」を「のうち人口五万人」に改め、「いる」の下に「者がある」を加える。別表第四情報伝達機能の項を次のように改める。

情報伝達機能	新聞の朝刊（全国の地域にわたって販売されるものに限る。）が配達されない場合又は翌日以降の配達となる場合	5点
	日本放送協会の地上放送が受信できない場合又はこれに準ずる場合	5点

ブロードバンドの提供エリア及び携帯電話の利用圏外に公署が所在する場合 5点

別表第七の15万人以上の項中「30点」を「20点」に、「20点」を「10点」に改め、同表15万人未満10万人以上の項中「20点」を「10点」に、「15点」を「5点」に改め、同表10万人未満5万人以上の項中「15点」を「5点」に、「10点」を「0点」に改め、同表5万人未満3万人以上の項を削る。

附 則

この細則は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄